

令和 8 年 2 月 18 日  
ルネサス健康保険組合  
理事長 橋本 敏幸

令和 8 年度任意継続被保険者、特例退職被保険者の標準報酬月額について

題記の件、健康保険法第 47 条第 2 項の規定による令和 8 年度の任意継続被保険者の上限標準報酬月額は下記のとおりとなります。また、令和 8 年度の特例退職被保険者の標準報酬月額について、令和 8 年 2 月開催の組合会において以下の通り承認されましたので、併せて組合規約第 45 条の規定により公告いたします。

記

1. 任意継続被保険者

1.1 上限標準報酬月額

..... 410,000 円

1.2 適用期間

..... 令和 8 年 4 月 1 日 ~ 令和 9 年 3 月 31 日

2. 特例退職被保険者

2.1 標準報酬月額

..... 320,000 円

2.2 適用期間

..... 令和 8 年 4 月 1 日 ~ 令和 9 年 3 月 31 日

以 上